第７１号議案

豊川市音羽福祉保健センター条例の一部改正について

豊川市音羽福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年１２月１日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市音羽福祉保健センター条例の一部を改正する条例

豊川市音羽福祉保健センター条例（平成１９年豊川市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　豊川市音羽デイサービスセンター（第３条―第１１条）」を「第１章　総則（第１条・第２条）」に、「第３章」を「第２章」に、「第１２条―第２１条」を「第３条―第１２条」に、「第４章」を「第３章」に、「第２２条―第２５条」を「第１３条―第１６条」に、「第５章」を「第４章」に、「第２６条・第２７条」を「第１７条・第１８条」に改める。

第２条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

第２章を削る。

第１２条第１項ただし書を削り、第３章中同条を第３条とし、第１３条から第１５条までを９条ずつ繰り上げる。

第１６条第２号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第７条とする。

第１７条中「第１５条第１項」を「第６条第１項」に改め、「この章において」を削り、同条を第８条とし、第１８条を第９条とする。

第１９条中「第１５条第２項」を「第６条第２項」に改め、同条を第１０条とする。

第２０条第１項第２号中「第１６条各号」を「第７条各号」に改め、同条を第１１条とし、第２１条を第１２条とする。

第３章を第２章とする。

第４章中第２２条を第１３条とし、第２３条から第２５条までを９条ずつ繰り上げ、同章を第３章とする。

第２６条中「き損」を「毀損」に改め、第５章中同条を第１７条とし、第２７条を第１８条とする。

第５章を第４章とする。

附則第４項の前の見出し及び同項から第６項までを削る。

別表を削る。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、通所介護等を行う市内の事業所の増加により市が通所介護等を行う施設を設置管理する必要性が薄れたことを踏まえ、市の行財政の健全な運営に資するため、豊川市音羽デイサービスセンター及び豊川市音羽高齢者生きがい活動センター浴室を廃止する必要があるからである。